# 医療措置協定締結までの手続

■埼玉県における医療措置協定締結までの手続は以下のとおりとなります。

**①医療措置協定締結に向けた申込** ・・・ 医療機関側の手続

➢ 医療措置協定締結の意向がある場合、申込フォームからお申込みください。

※ 申込フォームへの入力をもって医療措置協定の締結とはなりませんので御注意ください。

**②医療措置協定書（案）の作成・送付** ・・・ 県側の手続

➢ ①の回答を基に県で医療措置協定書（案）（PDFファイル）を作成し、申込みの際に入力いただいたメールアドレス宛てに送付します。

**③医療措置協定書（案）の確認・修正等のやり取り** ・・・ 医療機関側の手続

➢ 送付された医療措置協定書（案）に記載された措置の内容や医療機関情報等に誤りがないか確認していただきます。

※ 修正の必要がある場合は、メールで修正箇所について御連絡ください。

※ 調査の回答内容に明らかな誤り（個人防護具の備蓄可能としているが、備蓄可能数の記載がない 等）があった場合は、医療措置協定書（案）を送付する際のメールで予め指摘いたします。

**④医療措置協定修正・締結手続** ・・・ 県側の手続

**⑤医療措置協定書の送付・公表** ・・・ 県側の手続

➢ ④の手続き完了後、医療措置協定書を送付します。

※ 該当者には、第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の指定書も合わせて送付します。

➢ 医療措置協定を締結した医療機関の名称や措置内容等について公表します。

# 医療措置協定締結までのスケジュール

**令和８年１０月１日～１０月３１日にお申込みいただいた場合、協定締結は１１月下旬予定となります。**

**《令和８年１１月カレンダー》**

| 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 02 【県】協定書(案)作成 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 |
| 08 | 09 【県→医療機関】協定書(案)送付 | 10 【医療機関】協定書(案)確認 | 11 | 12 | 13 【県】協定締結手続 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 【県→医療機関】協定書等送付《協定締結》 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 |

# 医療措置協定締結までのスケジュール

**令和８年１１月１日～１１月３０日にお申込みいただいた場合、協定締結は１２月下旬予定となります。**

**《令和８年１２月カレンダー》**

| 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 | 30<br>《11月回答分〆切》 | 01<br>【県】<br>協定書(案)作成 | 02 | 03 | 04 | 05 |
| 06 | 07<br>【県→医療機関】<br>協定書(案)送付 | 08<br>【医療機関】<br>協定書(案)確認 | 09 | 10 | 11<br>【県】<br>協定締結手続 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17<br>【県→医療機関】<br>協定書等送付<br>《協定締結》 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 01 | 02 |